

「EU 先決裁定制度における国内裁判所の先決問題付託義務違反」

——研究の成果と課題——

宮崎公立大学非常勤講師 西連寺隆行

本報告は、EU の先決裁定制度において、国内裁判所が欧州司法裁判所への先決問題付託義務に反して付託を怠った場合にとりうる是正救済手段について考察したものである。

従来、国内裁判所による付託義務違反に対しては、EU 法の平面では、構成国の義務違反確認訴訟（EU 運営条約〔EU 機能条約〕258 条以下）および国家賠償責任原則がその是正救済手段として挙げられてきた。また、欧州人権条約の平面では、欧州人権条約 6 条の公正な手続の保障が、さらに各国法の平面では、例えばドイツであれば基本法 101 条 1 項 2 文の「法律上の裁判官」の保障が、義務違反の場合の救済手段としてそれぞれ指摘されてきた。本報告では、こうした各手段が実効的に機能しているか明らかにすることを目的に、関連事判例を通じて形成された審査枠組みとその実際の適用例の分析を試みた。

検討の結果、確認された主な点は次の通りである。(1) EU 法上の構成国の義務違反確認訴訟では、原告となる欧州委員会は国内裁判所の付託義務違反を理由に訴えを提起することに消極的である。(2) EU 法上の国家賠償責任原則に関しては、国内裁判所の付託拒否は、それ自体で直ちに「十分に重大な違反」（責任成立の第二要件）の存在を肯定する要因としては位置づけられておらず、また、付託拒否のみを理由に訴えを提起する場合には、違反された EU 法の保護規範性（責任成立の第一要件）の問題も生じうる。(3) 欧州人権条約 6 条に関して欧州人権裁判所の判例が確立した審査密度は緩やかで、付託を拒否した国内裁判所がその理由を述べているかを審査するにとどまっており、実際に違反が認定された例もみられない。(4) ドイツの場合、付託拒否が恣意的とされる場合に「法律上の裁判官」の剥奪にあたりとされ、付託を拒否した国内裁判所の判決は憲法異議制度のもとで破棄される。判例はそうした場面を類型化しており、実際に破棄された例もみられる。

本報告が扱った先決裁定制度は、裁判所間の協力関係の基盤を提供し、EU 法の発展に大きく貢献してきたものである。この点で、本報告の内容は、「EU 法と国内法の関係」や「EU の裁判所と国内裁判所の関係」といった EU 法の基礎研究の一環としても位置づけられる。今後はさらに、こうしたより広い文脈の中に本研究を位置づけ直したうえで、EU 法と国内法の調整問題にとって先決裁定制度が有する意義、また、付託義務違反に対する是正救済手段が国内裁判所の行動様式に及ぼしうる影響を当該手段の実効性を踏まえて探求することが今後の課題として挙げられる。

以上